

(別添①)指定にかかる申請書等の記載事項(イメージ案)

介護保険法施行規則(平成11年3月31日 厚生省令第36号)

| 指定居宅サービス事業者 | 様式番号等(事務連絡) | 指定介護予防サービス事業者(案) |
|--|------------------------|---|
| 共通する記載事項等 | | |
| 1・事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地 | 各付表 | |
| 2・申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名及び住所) | 第1号様式 | |
| 3・当該申請に係る事業の開始の予定年月日 | | |
| 4・申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。) | 各付表 添付書類 | ・提出済の扱いとすることができる(次回の定款等提出時に改正されたものを提出するよう指導。) |
| 5・事業所の平面図 ・事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。)の平面図及び設備の概要 ・建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、指定居宅サービス等基準第二百二十四条第三項に規定する併設本体施設の平面図を含む。)並びに設備の概要 | 各付表 添付書類 (参考様式3) | ・提出済の扱いとすることができる(変更がない場合は、提出を求めないことも可能。次回の提出時に改正されたものを提出するよう指導。) ・定員数の変更が行われた場合は、提出 |
| 6・事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所 ・事業所の管理者の氏名及び住所並びに免許証の写し | 各付表 (参考様式2) | ・提出済の扱いとすることができる |
| 7・運営規程 | | 事業者は以下の事項を記載した書面を、運営規程として提出 ・居宅サービス事業者の運営規程と、介護予防サービス事業者の運営規程の変更点 ・上記以外の事項については居宅サービスの運営規程と同一である旨の宣誓(内容に関わらない軽微な変更は除く) ・明らかにされた介護報酬単位数案を踏まえ、設定した利用料等 |
| 8・利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 | 各付表 別添書類 (参考様式6) | ・提出済の扱いとすることができる |
| 9・当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 | 各付表 別添書類 (参考様式1) | ・提出済の扱いとすることができる(変更がない場合は、提出を求めないことも可能。次回の提出時に改正されたものを提出するよう指導。) ・定員数の変更が行われた場合は、提出 |
| 10・当該申請に係る事業に係る資産の状況 | 各付表 別添書類 | ・提出済の扱いとすることができる |
| 11・当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関する事項 | | |
| 12・当該申請に係る法第七十条第2項第4号から第11号に該当しない旨の誓約 | | |
| 13・その他指定に関し必要と認める事項 | | |

※事務連絡:指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所及び介護保険施設の指定等に関する規則(参考例)の送付について
※空欄については要提出とする。

※以下、サービス類型ごとに必要となる記載事項については、介護予防サービスの指定申請時は、すべて提出済扱いとすることができる。

| サービス類型により必要となる記載事項等 | 様式番号等 (事務連絡) | 指定介護予防サービス事業者(案) |
|--|-------------------------|------------------|
| (指定訪問入浴介護事業者) | | |
| ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第五十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 | 付表2添付書類 | 提出済の扱いとすることができる |
| (指定訪問看護事業者) | | |
| ・事業所の病院若しくは診療所又はその他の訪問看護事業所のいずれかの別 | 付表3-1 | |
| (指定訪問リハビリテーション事業者) | | |
| ・事業所の病院若しくは診療所又は介護老人保健施設の別 | 付表4 | |
| (指定居宅療養管理指導事業者) | | |
| ・事業所の病院、診療所又は薬局の別及び提供する居宅療養管理指導の種類 | 付表5 | |
| (指定通所リハビリテーション事業者) | | |
| ・事業所の種別(病院若しくは指定居宅サービス等基準第百十一条第一項の規定の適用を受ける診療所若しくは同条第二項の規定を受ける診療所又は介護老人保健施設の別をいう。) | 付表7 | |
| (指定短期入所者生活介護事業者) | | |
| ・当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行う場合又は同条第四項に規定する併設事業所(次号において「併設事業所」という。)において行う場合にあっては、その旨 | 付表8-2 付表8-3 | |
| ・当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行うときは当該特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数 | 付表8-1 付表8-2 付表8-3 | |
| ・指定居宅サービス等基準第百三十六条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力機関との契約の内容 | 付表8添付書類 | |
| (指定短期入所療養介護事業者) | | |
| ・事業所の指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項各号の規定のいずれかの適用を受けるものかの別 | 付表9 | |
| ・当該申請に係る事業を行う事業所(当該事業を行う部分に限る。以下この号において同じ。)における入院患者又は入所者の定員(当該事業所が指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項第四号に規定する老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である場合にあっては、入院患者の推定数を含む。) | | |
| (指定特定施設入所者生活介護事業者) | | |
| ・利用者の推定数(要介護者及び要支援者のそれぞれに係る推定数を明示するものとする。) | 付表11 | |
| ・指定居宅サービス等基準第百九十一条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。) | 付表11添付書類 | |
| (指定福祉用具貸与事業者) | | |
| ・法第七条第十七項に規定する福祉用具の保管及び消毒の方法(指定居宅サービス等基準第百三条第三項前段の規定により保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容) | 付表12添付書類 | |
| (特定福祉用具販売) | | |
| | 付表〇添付書類 | |